

募集要項

学校法人 大原学園
大原公務員・医療事務・語学専門学校函館校
～日本語学科～





1. 出願資格

(1) 海外在住の方

・母国の正規の教育課程に於いて高校（後期中等教育）の卒業資格を有する方で、且つ12年間以上の学校教育を修了し、日本の高等教育機関への入学の資格を有する方（※）、またはこれに準ずる方。

※ 日本国内での進学を前提としない方は、その限りではありません。

・高校修了までの教育期間が12年に満たない場合、日本での大学等の高等教育機関への出願資格を満たしていないと見なされる場合があります。詳しくは以下の日本学生支援機構(JASSO)サイトをご確認ください。 = https://www.jasso.go.jp/ryugaku/study_j/search/koutou_nyugaku.html =

・日本語能力試験（JLPT）N5（旧4級）以上を取得している方、若しくはこれに準ずる能力を有する事の客観的な証明が可能な方。

・経費支弁者（学費や生活費等の負担者）の支弁能力を証明できる方。

(2) 日本国在住の方（上記『(1) 海外在住の方』と同様の要件に加え、以下の要件を満たす方）

・入学時より継続して1年以上日本に滞在する事ができる在留資格を既に有している方、若しくはその見込みを有している方。

2. 募集コース

コース名	入学時期	定員
日本語学科2年制	4月	40名

3. 出願選考料

出願の際に選考料（30,000日本円）が必要です。

出願書類に添えて本校指定の代理機関に提出するか、本校指定の銀行口座へお振込みください。（※現金では受け付けられませんのでご注意ください）

4. 学費

（単位：日本円）

納付期限		入学金	授業料	教材費	維持費	合計
1 学年	在留資格認定証明書交付時	50,000	290,000	15,000	20,000	375,000
	1 年次 8 月末	—	290,000	15,000	20,000	325,000
	第 1 年 合計	50,000	580,000	30,000	40,000	700,000
2 学年	1 年次 2 月末	—	290,000	15,000	20,000	325,000
	2 年次 8 月末	—	290,000	15,000	20,000	325,000
	第 2 年 合計	—	580,000	30,000	40,000	650,000
総合計	2 年間 合計	50,000	1,160,000	60,000	80,000	1,350,000

5. 出願受付期間

入学前年の9月1日～10月31日

※出願は上記の期間まで受け付けますが、出来るだけ早めに必要書類をご提出ください。なお、上記期間中であっても定員になり次第、締め切ることがあります。

※札幌出入国在留管理局の申請締切日より上記の期間が前後する場合があります。

6. 出願方法

(1) 本校指定の各地代理機関にご相談ください。

(2) 経費支弁者が日本在住の場合、経費支弁者が直接本校へ出願することが出来ます。

(3) 出願先

学校法人 大原学園 北海道エリア 入学事務局

〒060-0806 札幌市北区北6条西8丁目 大原簿記情報専門学校札幌校内

FAX : 0138-23-0086





日本村有限公司 NIHON MURA CO.,LTD. <https://news.nihonmura.tw>

10552 台北市松山區復興北路73號7樓之2 TEL : (02)8772-7977

aiueo@nihonmura.com (日本遊學 留學諮詢,採預約制。)

20260422



7. 出願選考料および入学学金費等の振込先

選考料は出願書類に添えて本校指定の代理機関に提出するか、下記の銀行口座へお振込ください。また、在留認定許可の後、入学を希望される方の学費等の振込先も同じとなります。(※現金では受け付けられませんのでご注意ください)

(振込口座)

銀行口座：北洋銀行 札幌駅南口支店 普通預金口座 No.4520659

口座名義：学校法人大原学園

8. 出願書類記載時の注意事項

- (1) すべての証明書は、本校が日本国法務省出入国在留管理局に在留資格認定申請を行う日より3ヵ月以内に発行されたものが必要です。
- (2) 願書は出願者自らが記入してください。
- (3) 日本語以外の書類には、日本語訳文を添付してください。
- (4) 書き間違いのないように、丁寧に記入してください。
- (5) ご提出いただいた書類は卒業証書等の原本を除いて一切お返しできません。ご本人による提出書類の閲覧もお断りしておりますので、最終提出書類はご本人によるコピー等での保管をお勧めします。
- (6) 書類に不備や疑義がある場合は本校の書類審査により不合格として出願を認めない場合がありますのでご了承ください。

9. 出願に関わる注意事項

- (1) 出願書類に不備がある場合は、すべての書類が揃うまで選考の対象となりません。
- (2) 銀行送金手数料は自己負担していただきます。
- (3) 一旦納入していただいた選考料・入学金・授業料等は原則として返金いたしません。但し、以下の場合には本校の定める方法に則り、返金手続きが出来るものとします。
 - ① 出入国在留管理局の在留資格認定証明書が不交付となった場合
→選考料を除く全納入金を返金します
 - ② 在留資格認定証明書は交付されたが入国査証（ビザ）の申請を行わず来日しなかった場合
→選考料と入学金を除く全納入金を返金します。但し、在留資格認定証明書と入学許可証の返却を条件とします。
 - ③ 在留資格認定証明書が交付され入国査証（ビザ）の申請を行ったが、在外公館（日本国大使館・領事館等）で査証発給が認められなかった場合
→選考料と入学金を除く全納入金を返金します。但し、在外公館において入国査証（ビザ）が発給されなかった事の確認と入学許可証の返却を条件とします。
 - ④ 在留資格認定証明書が交付され入国査証（ビザ）を取得したが、来日以前に入学を辞退した場合
→ア. 3月31日までに辞退意思を示し入学辞退した場合
入国査証（ビザ）が未使用でかつ失効が確認できた場合は、選考料と入学金を除く全納入額を返金します。但し、入学許可書の返却を条件とします。
イ. 3月31日を超えて辞退意思を示し入学辞退した場合
入国査証（ビザ）が未使用でかつ失効が確認できた場合は、選考料・入学金のほか、教材費の全部とその他学費を月割計算し、在籍期間に対する金額を算出します。その後、算出額を除く納入額を返金します。但し、入学許可書の返却を条件とします。





日本村有限公司 NIHON MURA CO.,LTD. <https://news.nihonmura.tw>

10552 台北市松山區復興北路73號7樓之2 TEL : (02)8772-7977

aiueo@nihonmura.com (日本遊學 留學諮詢, 採預約制。)

20260422



10. 出願からの流れ

- (1) 面接に必要な情報が記載された出願面接希望票をご提出ください。
- (2) 出願面接試験に合格された方のみ書類審査を実施いたします。出願に必要な書類（「11. 必要書類一覧」をご参照ください）をご提出いただくとともに、選考料（30,000 日本円）をご納付ください。
- (3) 提出書類をもとに本校で書類審査を実施します。
- (4) 出願面接試験、書類審査に合格した方に対して入学試験（入学面接・筆記試験）を実施します。
- (5) 本校より入学試験の可否結果をお知らせします。
- (6) 本校より札幌出入国在留管理局に在留資格認定証明書交付申請を行います。
- (7) 在留資格認定証明書が交付されたのち入学金等の学費をご納付ください。納付が確認できた方に入学許可書および在留資格認定証明書を郵送いたします。
- (8) 在留資格認定証明書等の必要書類を在外公館に持参し、入国査証（ビザ）を取得してください。
- (9) 入学時期に合わせて来日してください。

11. 必要書類一覧

(A) 志願者本人が用意する書類 (全ての書類に日本語訳文を添付すること)

<p>1. 入学願書 (履歴書・留学理由書含む)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定用紙（書類①入学願書）に母国語で本人が記入すること（写真添付のこと） ・ 全ての項目に空欄がないように記入すること ・ 氏名はパスポートに記載された氏名を、正確にはっきりと記入すること ・ 学歴欄は小学校から順次記入すること。学校名、入学卒業の年月日は、卒業証明書等公的な書類と一致していること。学歴・職歴について空白期間がある場合はその説明も記入すること。また、浪人期間、兵役期間についても記入すること ・ 学校名、勤務先の名称、住所等は省略することなく番地まで正確に記入すること ・ 日本での進学希望者は分かる範囲で希望進路先等を記入すること ・ 「留学理由」には、以下の事項をしっかりと書くこと <ol style="list-style-type: none"> (1) 簡単な自己紹介（これまでの経歴や現在までの状況等） (2) 日本留学の目的（本校で日本語を学ぶ理由、卒業後の希望進路とその理由、これまでの経歴との関連性等） (3) 日本で学んだことを将来どのように活かすのか ※最終学歴後5年以上経過している者は、勉学の意思・目的、経歴、卒業後の進路等を具体的に説明すること
<p>2. 写真6枚 (縦4cm×横3cm)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3ヵ月以内に撮影したもの ・ 正面、上半身、無帽、背景なしの鮮明なもの ・ 写真裏面に国籍と氏名を記入すること
<p>3. 卒業証明書・成績証明書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 最終学校の卒業証明書（原本）または卒業証書（原本） <ul style="list-style-type: none"> ※大学院・大学等に在籍中の方は、在籍証明書および高校の卒業証明書・成績証明書を提出してください ※標準学歴と異なる場合、異なる事項について公的説明および証明書を提出してください ※中国の教育機関卒業生については、以下提出すること。また、発行機関から送付された際の封筒写しも添付ください <ol style="list-style-type: none"> (1) 大学等卒業生（大専を含む） <ul style="list-style-type: none"> 「中国高等教育学生信息网（CHSI）」または「中国教育部学位与研究生教育发展中心（CDGDC）」から発行される学歴等の認証報告原本 (2) 高中卒業生で大学入学統一試験（高考）受験者 <ul style="list-style-type: none"> 「中国高等教育学生信息网（CHSI）」から発行される高考成绩に係る認証書原本





4. 日本語能力を証明する書類	<ul style="list-style-type: none"> 日本語能力を証明する書類として (1) または (2) に関する書類を提出すること (1) 試験の結果により証明する場合 「日本語教育の参照枠」における A 1 相当以上の日本語能力を有することを試験又は日本語履修歴により確認しています 次の試験により「日本語教育の参照枠」における A 1 相当以上の日本語能力を有するものとみなすこととします ※下記リンク先にて確認ください https://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri07_00159.html ※該当試験のうち、出入国在留管理局提出用の証明書が整備されている試験については当該証明書を提出すること。受験票写しやウェブ画面のコピー等では日本語能力の立証とは評価されない場合があることに留意すること ※試験等の合格証書、成績証明書等を提出すること (2) 日本語能力を文書により証明する場合 日本語学習証明書を提出すること ※現地の日本語教育機関で日本語を 150 時間以上学習したことを、教育機関が記入・押印した資料 ※教育機関の住所、連絡先、学習期間・実学習時間数、出席率、履修内容、コース名称とそのコースでの終了目標レベル、および、使用教材が記載されていること
5. 誓約書	<ul style="list-style-type: none"> 指定用紙（書類②誓約書）に本人が記入すること
6. 戸籍	<ul style="list-style-type: none"> 親族関係、戸籍、住所および世帯構成員全員の身分事項や職業等が確認できるもの ※中国の場合は「戸口簿」住所と学歴、職業が記載してある最新の戸口簿で、記述内容に整合性があること、戸口簿一冊の全部をコピーしたもの
7. 身分証	<ul style="list-style-type: none"> 本人および父母等世帯全員の身分証のコピー
8. パスポート	<ul style="list-style-type: none"> 身分事項ページのコピーおよび追記欄に記載がある場合は追記欄のページのコピー（パスポート未取得者は発給後提出すること）
9. 在職証明書（該当者）	<ul style="list-style-type: none"> 職歴がある場合のみ提出
10. 奨学金の給付に関する証明書（該当者）	<ul style="list-style-type: none"> 奨学金の受給が決定している場合のみ提出

(B) 経費支弁者（学費・生活費の負担者）が用意する書類

（全ての書類に日本語訳文を添付すること）

1. 経費支弁書	<ul style="list-style-type: none"> 指定用紙（書類③経費支弁書）に母国語で支弁者本人が記入すること 支弁者が志願者本人または志願者の父母以外である場合、上記指定用紙（入学願書）と別に支弁に至った経緯を具体的に説明する経緯書を提出すること
2. 経費支弁者と志願者本人との関係を立証する書類	<ul style="list-style-type: none"> 経費支弁者が親族の場合、親族関係を証明する公的な書類（公証書等）を提出すること ※家族戸籍簿等の戸籍に関する書類を提出する場合は、すべての項のコピーを提出すること
3. 預金残高証明書	<ul style="list-style-type: none"> 銀行等金融機関からの証明書原本を提出。口座番号が記載されていること 預金額は修業期間の授業料および生活費を十分賄える金額であること 当該国の通貨による証明書で差し支えない 中国については存款証明書と併せて存単証明書も提出すること 中国、ベトナム以外の国籍については出入金明細書を提出すること ネパールについては銀行の取引明細書を提出すること





4. 預金残高証明額の資金形成に至る経緯を説明できるもの	<ul style="list-style-type: none"> ・預金通帳の写し等で過去3年分 ・その他預金残高の資金形成過程がわかる過去3年分の資料 ※公証書の提出を求める場合もある ※定期預金口座により立証する場合は、定期預金に係る出入金明細書、当該定期預金口座に預金した金額について、その資金形成経緯過程がわかる資料
5. 職業に関する証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・支弁者が企業等に勤務する場合は在職証明書 ・支弁者が企業等の経営者や役員である場合は法人登記簿謄本等 ・支弁者が個人経営者である場合は営業許可書等事業登録の事実を明らかにする資料 ※勤務先等または公的機関から発行されたもの ※在職期間、職務内容等、発行日付、会社名、所在地、電話番号、FAX番号、代表者名、会社印が記載および押印されたもの ※ベトナムについては、経営登録番号および納税コードが記載された証明書を提出。自営業者については経営登録許可書および納税証明書（納税コードおよび納税事実が明らかになる資料）を提出。免税等を受けている場合はその根拠法令を明らかにした説明書を提出
6. 収入証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・勤務先発行の過去3年以上の月収や年収を証明するもの ※発行日付・会社名・所在地・電話番号・FAX番号・代表者名・会社印が記載および押印された勤務先または公的機関から発行されたもの
7. 納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・納税証明書等で過去3年以上の月収や年収等が記載され、その収入又は所得金額に対する課税金額および納税金額の記載されたもの ※勤務先または公的機関から発行されたもの
8. 経費支弁者の家族構成を立証する書類	<ul style="list-style-type: none"> ・親族関係公証書、戸口簿や出生証明書など、経費支弁者の家族構成を証明するための公的な書類（記述内容に整合性があること） ・ほかの立証資料と内容が重複する場合は提出不要

(C) 在日の方が経費支弁者となる場合（全ての書類に日本語訳文を添付すること）

上記 (B) の必要書類に加え、下記書類を提出してください。

志願者と経費支弁者との関係を証明する書類の提出を求める場合があります。在日経費支弁者は親族関係、会社の取引関係、長年に渡る交友関係が証明できる方に限ります。

1. 住民票	<ul style="list-style-type: none"> ・同一世帯に属する全員が記載されているもので、出入国在留管理局申請日前の3ヵ月以内に発行されたもの ※マイナンバーが未記載のもの ※住民票の発行がされなかった際には、法務省にお問い合わせください
2. 住民税の課税及び納税証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・収入または所得金額の記載があり、その金額に対する所得税課税金額および納付済金額が記載されたもので過去3年分 ・被扶養者の有無とその内訳が記載されたもの

(D) 志願者の身元保証人が用意する書類（全ての書類に日本語訳文を添付すること）

1. 身元保証書	・指定用紙（書類④身元保証書）に身元保証人が記入すること
----------	------------------------------

大原公務員・医療事務・語学専門学校函館校



